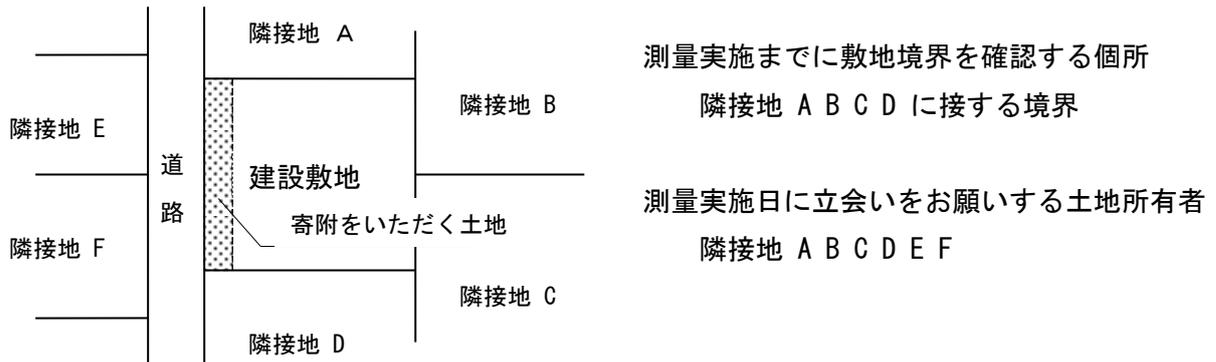


寄附の手続きについて（ご案内）

（１）測量の実施

寄附をいただく土地の測量は、市が委託した測量会社が行います。建築主の方へ測量会社から直接連絡がありますので、測量実施日等、その他測量に必要な打合せをお願いします。測量の実施日までには分筆する土地に接する土地の所有者と敷地境界の確認をしておいて下さい。また、測量実施日にはこの方々に立会いをお願いすることになります。（連絡は、測量会社が行います。）



（２）境界立会にご協力ください

測量の実施は市が委託した測量会社が行いますが、官民境界の立会いは建設敷地の土地所有者の協力が必要になります。官民境界の立会い作業がスムーズに行われるようご協力をお願いいたします。

（３）登記手続

寄附をいただく土地の分筆及び所有権移転に必要な登記も、市が委託した測量会社が行います。建築主（土地所有者）の方には登記に必要な次の書類を提出して下さい。

- ① 後退用地等寄附申請書 建築主及び土地所有者の住所、氏名を記入して提出して下さい。
- ② 土地寄附証書 土地所有者の住所を記入して下さい。（町名、地番）
さらに氏名を記入して、鮮明に実印を押印して下さい。
（鮮明に押されていないと使用できない場合があります）
不動産の表示欄は記入しないで提出して下さい。
証書の上に1箇所捨印を押して下さい。
- ③ 登記承諾書 土地寄附証書と同じです。
- ④ 印鑑証明書 土地所有者の方の印鑑証明を一通ご用意願います。

寄附をいただく土地に、所有権以外の権利（抵当権等）が設定してある場合及び相続登記が必要な場合は、上記書類の外に必要な書類を提出していただくことがあります。

①②③の書類は測量後に面積と地番の記入をしますので不動産の表示欄は記入しないで下さい。

(4) 協力報奨金の支払い

寄附をいただいた土地の所有権が市へ移転され、その土地に支障物が無いことを確認されたときに、協力報奨金を支払います。

提出していただく書類

- ① 協力報奨金交付申請書 土地所有者の住所、氏名を記入して提出して下さい。
- ② 請求書 住所、氏名、電話番号、振込先金融機関名と口座番号を記入して押印して下さい。

協力報奨金の額

面積区分		市街化区域	市街化調整区域 ・その他区域
後退用地	20㎡以下	10万円	6万円
	20㎡を超え40㎡以下	15万円	9万円
	40㎡超	20万円	12万円
すみ切り用地（1ヶ所ごと）		3万円	2万円

※協力報奨金は、所得税法上一時所得に該当します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} - \text{特別控除額（最高50万円）} \\ \text{＝一時所得の金額} \end{array} \right)$$

詳細は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーを確認いただくか、高崎税務署にお尋ねください。

(5) 道路整備

建築主の方による建物工事が完成した後に道路整備を行います。自宅の工事が完成した時に、建築指導課 事業担当までご連絡ください。

当事業及び手続き、記入方法の問合せは下記へご連絡下さい。

高崎市 建設部 建築指導課 事業担当

TEL 321-1271